

令和6年5月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時：令和6年5月13日（月）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 3階 委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 教育長職務代理者の指名について
- ② 承認第1号 専決処分の承認について
- ③ 承認第2号 専決処分の承認について
- ④ 承認第3号 専決処分の承認について
- ⑤ 承認第4号 専決処分の承認について
- ⑥ 承認第5号 専決処分の承認について
- ⑦ 承認第6号 専決処分の承認について
- ⑧ 承認第7号 専決処分の承認について
- ⑨ 議案第1号 四万十町社会教育委員の委嘱について
- ⑩ 議案第2号 四万十町図書館協議会委員の任命について
- ⑪ 議案第3号 四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について
- ⑫ 議案第4号 窪川中学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
- ⑬ 議案第5号 四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の改正について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 四万十町少年補導センター運営協議会委員について
- ② 四万十町少年補導センター少年補導員について
- ③ 四万十町立美術館運営審議会委員の委嘱又は任命について
- ④ 4月入学式・始業式の欠席者状況について
- ⑤ 5月連休明けの児童・生徒の出席状況について

7 その他

- ① 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長の職務を代理する委員を下記のとおり指名する。

令和 6 年 5 月 1 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

教育長職務代理者 _____ 委員

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

承認第1号

専決処分の承認について

東又小学校学校運営協議会の設置について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

東又小学校学校運営協議会の設置について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年5月8日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり学校運営協議会を設置する。

学校運営協議会を設置する学校

四万十町立東又小学校

【専決処分を行った理由】

東又小学校については、興津小学校との統合を予定していたことから、本町立小中学校の中で唯一学校運営協議会を設置していませんでしたが、委員の候補者の選任を終え、体制が整ったため、四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、令和6年5月8日付けで設置することとしたものです。なお、同日付けで、設置したことについて次のとおり学校長に通知しました。

6四教学第76号
令和6年5月8日

四万十町立東又小学校

校長 須藤 美香 様

四万十町教育委員会

学校運営協議会の設置について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、東又小学校に学校運営協議会を設置する。

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の5第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 前項の規定による協議会の設置は、教育委員会及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び子どもたちの健全育成に取り組むという目的を達成するために行うものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 対象学校の所在する地域住民

(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学校関係者

(5) 学識経験を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

承認第2号

専決処分の承認について

東又小学校学校運営協議会の委員の委嘱及び任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

東又小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和6年5月8日

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

東又小学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく東又小学校学校運営協議会の委員について、次のとおり委嘱又は任命する。

選出区分	氏名	備考
(1) 対象学校の所在する地域住民	國元 豊美	●●●●●●●●●●
	田市 芳美	●●●●●●●●●●
	太田 祥一	●●●●●●●●●●
	船村 覚	●●●●●●●●●●
	佐藤 恵司	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	佐々木 大樹	●●●●●●●●●●
	岡本 健	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	島岡 直子	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	福留 博子	四万十町黒石808
	須藤 美香	四万十町黒石502
(5) 学識経験を有する者	石崎 豊史	●●●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和6年5月8日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

東又小学校の運営協議会を令和6年5月8日に設置することに伴い、同協議会委員を学校長からの推薦に基づき、委嘱又は任命する必要があったため。

承認第3号

専決処分の承認について

影野小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

影野小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年4月16日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく影野小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱する。

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	片岡 憲康	●●●●●●●●●●
	市川 美幸	●●●●●●●●●●

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	門松 康浩	●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年4月16日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和6年4月16日に開催する学校運営協議において、新委員を委嘱する必要があったため。

参 考

影野小学校学校運営協議会委員名簿

令和6年4月16日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	浜田 好清	●●●●●●●●●●
	横山 礼子	●●●●●●●●●●
	市川 一夫	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	門松 康浩	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者		
(4) 学校関係者	小橋 匠	四万十町影野 653
(5) 学識経験を有する者	三宮 佳子	四万十町影野 640-2
	山田 佳代	四万十町替坂本 4 1 - 5
(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和5年4月 1日 ~ 令和7年3月31日
 令和6年4月16日 ~ 令和7年3月31日
 (門松 康浩)

アドバイザー

氏 名	勤務先・職名	住 所
岡田 一水	(株) 地域商社こうち マーケティング事業部 取締役部長	●●●●●●●●●●

任期 : 令和5年4月 1日 ~ 令和7年3月31日

承認第4号

専決処分の承認について

窪川小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

窪川小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーについて、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和6年4月16日

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

窪川小学校学校運営協議会委員の変更について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第13条第3項に基づく窪川小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱又は任命する。

変更前

選出区分	氏名	備考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	中尾 誉	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	井上 義之	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	樫本 多美子	四万十町見付970-6
	黒岩 範久	四万十町香月が丘8-18

変更後

選出区分	氏名	備考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	松原 良輔	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	井上 誠	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	田村 美江	四万十町見付970-6
	中内 朋子	四万十町香月が丘8-18

任期 : 令和6年4月16日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和6年4月16日に開催する学校運営協議において、新委員を委嘱又は任命する必要があったため。

参 考

窪川小学校学校運営協議会委員名簿

令和6年4月16日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	今西 澄子	●●●●●●●●●●
	井上 博文	●●●●●●●●●●
	谷口 芳彦	●●●●●●●●●●
	尾崎 弘明	●●●●●●●●●●
	中越 恵美	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	萩原 隆一	●●●●●●●●●●
	松原 良輔	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	井上 誠	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	田村 美江	四万十町見付970-6
	中内 朋子	四万十町香月が丘8-18
	窪添 泰平	四万十町琴平町7-8
(5) 学識経験を有する者	齋藤 マサ	●●●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和5年4月20日 ~ 令和7年3月31日
 令和5年6月 7日 ~ 令和7年3月31日
 (中越 恵美)
 令和6年4月16日 ~ 令和7年3月31日
 (松原 良輔、井上 誠、田村 美江、中内 朋子)

承認第5号

専決処分の承認について

昭和小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

昭和小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年5月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく昭和小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱する。

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	山本 卓	●●●●●●●●●●

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	太田 公樹	●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年5月 1日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和6年5月1日に開催する学校運営協議において、新委員を委嘱する必要があったため。

参 考

昭和小学校学校運営協議会委員名簿

令和6年5月1日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	岡本 順一	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	太田 公樹	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	中平 治子	●●●●●●●●●●
	高橋 知佐	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	山本 千代	四万十町昭和462-1
(5) 学識経験を有する者	伊賀 修	●●●●●●●●●●
	富田 努	●●●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和6年2月14日 ~ 令和7年3月31日
 令和6年5月 1日 ~ 令和7年3月31日
 (太田 公樹)

承認第6号

専決処分の承認について

七里小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

七里小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和6年5月9日

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく七里小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱する。

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(5) 学識経験を有する者	武山 幸恵	●●●●●●●●●●

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(5) 学識経験を有する者	松原 真由美	●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年5月 9日 ~ 令和7年3月31日

【専決処分を行った理由】

学校長からの委員の退任の報告及び新委員の推薦に基づき、令和6年5月9日に開催する学校運営協議において、新委員を委嘱する必要があったため。

参 考

七里小学校学校運営協議会委員名簿

令和6年5月9日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	田井 一矢	●●●●●●●●●●
	生田 富繁	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	古谷 充	●●●●●●●●●●
	河野 通裕	●●●●●●●●●●
	河野 靖志	●●●●●●●●●●
	甲把 雄	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他対象学校の運営 に資する活動を行う者	佐竹 孝太	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	吉岡 栄作	四万十町七里甲1214
(5) 学識経験を有する者	野村 泰子	●●●●●●●●●●
	松原 真由美	●●●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者の ほか教育委員会が適当であ ると認める者		

任期 : 令和5年8月22日 ~ 令和7年3月31日
 令和6年4月 1日 ~ 令和7年3月31日
 (吉岡 栄作)
 令和6年5月 9日 ~ 令和7年3月31日
 (松原 真由美)

承認第7号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

指定校区外就学の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和6年4月17日

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年1月四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

議案第1号

四万十町社会教育委員の委嘱について

四万十町社会教育委員条例第2条の規定に基づき、社会教育委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町社会教育委員

区 分	氏 名	備 考
(1) 学校教育の関係者	石元 仙人	四万十町大正590番地1 (四万十高等学校)
	吉岡 栄作	四万十町七里甲1214番地 (七里小学校)

任期 : 令和6年5月14日 ~ 令和8年3月31日

参 考

■ 委員とする者の氏名等

住 所	四万十町大正590番地1（四万十高等学校）
氏 名	石元 仙人（いしもと のりひと）
生 年 月 日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推 薦 理 由	学校教育の関係者1名については、町内の高等学校2校の校長から2年交代で委嘱を依頼しており、令和6年4月1日からの社会教育委員については、四万十高等学校の順番となっているため。

住 所	四万十町七里甲1214番地（七里小学校）
氏 名	吉岡 栄作（よしおか えいさく）
生 年 月 日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推 薦 理 由	四万十町小中学校校長会から、七里小学校校長である同氏の推薦を受けたため。

四万十町社会教育委員条例【抜粋】

（平成18年四万十町条例第172号）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、四万十町社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

（定数）

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

（任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

社会教育委員名簿

令和6年5月14日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 学校教育の関係者	槇野 一人	●●●●●●●●●●●●●●●●
	石元 仙人	四万十町大正590番地1 (四万十高等学校)
	吉岡 栄作	四万十町七里甲1214番地 (七里小学校)
(2) 社会教育の関係者	田村 亮	●●●●●●●●●●●●●●●●
	松下 正明	●●●●●●●●●●●●●●●●
(3) 家庭教育の向上に 資する活動を行う者	酒井 紀子	●●●●●●●●●●●●●●●●
	味元 加奈	●●●●●●●●●●●●●●●●
(4) 学識経験のある者	本井 ゆき	●●●●●●●●●●●●●●●●
	林 瑞穂	●●●●●●●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年4月 1日 ~ 令和8年3月31日
 令和6年5月14日 ~ 令和8年3月31日
 (石元 仙人、吉岡 栄作)

議案第2号

四万十町立図書館協議会委員の任命について

四万十町立図書館設置条例第7条第2項の規定に基づき、四万十町立図書館協議会委員を下記のとおり任命することについて、委員会の意見を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立図書館協議会委員

区 分	氏 名	備 考
(1) 学校教育及び社会教育の関係者	吉岡 栄作	四万十町七里甲1214番地 (七里小学校)

任期 : 令和6年5月14日から令和8年3月31日まで

参 考

■ 委員とする者の氏名等

住 所	四万十町七里甲1 2 1 4 番地（七里小学校）
氏 名	吉岡 栄作（よしおか えいさく）
生 年 月 日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推 薦 理 由	四万十町小中学校図書館協議会から、七里小学校校長である同氏の推薦を受けたため。

四万十町立図書館設置条例【抜粋】

（平成 18 年四万十町条例第 175 号）

（図書館協議会）

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の定数は、5人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

四万十町立図書館協議会委員名簿

令和6年5月14日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 学校教育及び社会教育の関係者	吉岡 栄作	四万十町七里甲1214番地 (七里小学校)
(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	刈谷 明子	●●●●●●●●●●●●●●●●
(3) 学識経験のある者	武内 文治	●●●●●●●●●●●●●●●●
	金子 仁	●●●●●●●●●●●●●●●●
	竹村 君子	●●●●●●●●●●●●●●●●

任期 : 令和6年4月 1日 ~ 令和8年3月31日
 令和6年5月14日 ~ 令和8年3月31日
 (吉岡 栄作)

議案第3号

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会設置要綱（令和4年教育長告示第2号）第3条第2項の規定に基づく四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会の委員を下記のとおり変更し委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会委員

変更前

区 分	氏 名	備 考
(3) 小中学校の代表者	小橋 匠	四万十町影野653番地 (影野小学校)
(4) 町職員のうち、健康福祉課、高齢者支援課、学校教育課の職員	森光 海斗	四万十町琴平町16番17号 (四万十町役場)
	林 朋子	四万十町琴平町16番17号 (四万十町役場)

変更後

区 分	氏 名	備 考
(3) 小中学校の代表者	吉岡 栄作	四万十町七里甲1214番地 (七里小学校)
(4) 町職員のうち、健康福祉課、高齢者支援課、学校教育課の職員	石川 恵理	四万十町琴平町16番17号 (四万十町役場)
	谷岡 杏菜	四万十町琴平町16番17号 (四万十町役場)

任期 : 令和6年5月14日 ~ 計画の策定

参 考

■ 委員とする者の氏名等

住 所	四万十町七里甲1214番地（七里小学校）
氏 名	吉岡 栄作（よしおか えいさく）
生 年 月 日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推 薦 理 由	四万十町小中学校校長会からの選出

住 所	四万十町琴平町16番17号（四万十町役場）
氏 名	石川 恵理（いしかわ えり）
生 年 月 日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推 薦 理 由	健康福祉課からの選出

住 所	四万十町琴平町16番17号（四万十町役場）
氏 名	谷岡 杏菜（たにおか あんな）
生 年 月 日	●●●●年●●月●●日（●●才）
推 薦 理 由	学校教育課からの選出

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会設置要綱【抜粋】

(令和4年教育長告示第2号)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第8条第1項の規定による子どもの読書活動の推進に関する計画及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画並びに生涯にわたる切れ目のない町民の読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、四万十町生涯読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 読書活動に関し、知識及び知見を有する者
- (2) 図書館協議会委員
- (3) 小中学校の代表者
- (4) 町職員のうち、健康福祉課、高齢者支援課、学校教育課の職員
- (5) 公募により選任する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画を策定するまでとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても同様とする。

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会委員

令和6年5月14日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 読書活動に関し、知識及び知見を有する者	尾形 千晶	高知市大手筋2丁目1番1号 (高知県立図書館)
(2) 図書館協議会委員	刈谷 明子	●●●●●●●●●●●●●●●●
(3) 小中学校の代表者	吉岡 栄作	四万十町七里甲1214番地 (七里小学校)
(4) 町職員のうち、健康福祉課、高齢者支援課、学校教育課の職員	石川 恵理	四万十町琴平町16番17号 (四万十町役場)
	池田 康人	四万十町琴平町16番17号 (四万十町役場)
	谷岡 杏菜	四万十町琴平町16番17号 (四万十町役場)
(5) 公募により選任する者	杉浦 妙子	●●●●●●●●●●●●●●●●
	野村 宏	●●●●●●●●●●●●●●●●

任期 : 令和4年12月 1日 ~ 計画の策定
令和6年 5月14日 ~ 計画の策定
(吉岡 栄作、石川 恵理、谷岡 杏菜)

議案第4号

窪川中学校学校運営協議会委員の委嘱及び任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づく窪川中学校学校運営協議会の委員を下記のとおり変更し、委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

窪川中学校学校運営協議会委員

変更前

選出区分	氏名	備考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	中尾 佳亮	●●●●●●●●●●
	武田 伸也	●●●●●●●●●●
	藤沢 美代子	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	坂本 益英	四万十町興津1572

変更後

選出区分	氏名	備考
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	森本 英和	●●●●●●●●●●
	友永 龍二	●●●●●●●●●●
	山脇 大士	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	小橋 匠	四万十町影野653

任期：令和6年5月14日～令和7年3月31日

参 考

窪川中学校学校運営協議会委員名簿

令和6年5月14日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	井上 義之	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	森本 英和	●●●●●●●●●●
	友永 龍二	●●●●●●●●●●
	永森 大介	●●●●●●●●●●
	山脇 大士	●●●●●●●●●●
(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	多賀 啓一	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	中内 朋子	四万十町香月が丘8-18
	小橋 匠	四万十町影野653
(5) 学識経験を有する者	川田 弘人	●●●●●●●●●●
	緒方 正綱	●●●●●●●●●●
	中越 恵美	●●●●●●●●●●
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和5年7月14日 ~ 令和7年3月31日
 令和6年4月 1日 ~ 令和7年3月31日
 (中内 朋子)
 令和6年5月14日 ~ 令和7年3月31日
 (森本 英和、友永 龍二、山脇 大士、小橋 匠)

議案第5号

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の改正について

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱（平成20年四万十町教育委員会告示第2号）の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和6年5月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の一部を改正する告示

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱（平成20年四万十町教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第3号を次のように改める。

(3) 四万十町小中学校PTA連絡協議会の代表者

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱 平成20年四万十町教育委員会告示第2号 (略) (運営委員会)</p> <p>第9条 子ども教室の運営方法を検討するため、四万十町放課後子ども教室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p> <p>3 運営委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。</p> <p>(3) 四万十町小学校PTA連絡協議会の代表者 (略)</p>	<p>○四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱 平成20年四万十町教育委員会告示第2号 (略) (運営委員会)</p> <p>第9条 子ども教室の運営方法を検討するため、四万十町放課後子ども教室運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。</p> <p>3 運営委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。</p> <p>(3) 四万十町PTA連合会の代表者 (略)</p>

【改正の理由】

この要綱については、放課後子ども教室開設事業に関し必要な事項を定めていますが、放課後子ども教室の運営方法を検討する運営委員会の委員の区分に誤りがあったため、正式名称に改めようとするものです。